

発行番号： 54号

発行日： 2009年12月

内容： ベトナム駐在員の個人所得税申告実務の留意点

筆者： IGL(VIETNAM)CO.,LTD. チャン・グエン・チュン

昨今、税務当局による外国人駐在員の個人所得税の徴税の強化といったトレンドが見受けられる。駐在員は通常、日本に居住していたら得られるであろう税引き後の所得に加え、各種手当（住宅手当、一次帰国手当、学費手当等）の支給といった待遇が一般的である。その場合の税額計算は、税込の所得のみが支給されている場合の申告と比べて複雑であり、要求される資料も多岐にわたる。

ここでは、ベトナム駐在員の個人所得税申告実務の留意点として、課税所得の範囲、申告及び納税手続き等につき、以下に概要を説明する。

課税所得の範囲

ベトナムでは滞在期間に基づき、居住者化非居住者かが判定されており、個人所得税の取り扱いも異なる。居住者と判定された場合、全世界所得に対してベトナムで課税されるが、非居住者とみなされると、ベトナムで発生した所得のみに課税される。

なお、下記の条件のいずれかを満たす場合、居住者と判定される。

- ・連続する12ヶ月の間にベトナムに183日以上滞在する
- ・ベトナムで3ヶ月以上の賃貸契約がある。

それ以外の場合は非居住者とみなされる。ここで留意されたいのは、居住者のみが納付義務を負うのではなく、非居住者でもベトナムでの所得があればその分が課税されることである。駐在員の主な課税所得としては、下記の所得があげられる。

- ・給与、手当、賞与
- ・役員賞与、その他役員として利益処分から得た利益
- ・会社負担の社宅賃料等（課税所得総額の15%が上限）

税額計算

多くの日系企業は、日本とベトナムの税率等の差で生じる所得の減少分を補償する目的から日本における税引き後の所得（純所得）を会社が保証し、現地で発生する税金の負担を個人ではなく会社が負担する。その場合は純所得から税込所得金額が逆算される。

上述のとおり、居住者の場合、全世界所得に対し下記の票に示す累進課税で課税される。

また、非居住者の場合、ベトナム源泉所得に対し一律20%が課税される。

税率 (%)	毎月の課税所得 (VND)
5	500万以下

10	500万～1000万
15	1000万～1800万
20	1800万～3200万
25	3200万～5200万
30	5200万～8000万
35	8000万以上

申告及び納税手続き

①赴任時の申告

個人で申告及び納税する場合、必ず個人税コードを取得する必要がある。ただし申請から発行されるまで時間がかかる場合もあるため、赴任後早めに取得申告することが望ましい。場合によっては個人税コードの取得申請と同時に初回月次申告が求められることもある。

②月次申告

ベトナムでの所得しかない場合は、会社が源泉徴収するので個人で申告する必要はない。しかし駐在員の多くは海外からの所得とベトナムでの所得の両方があることが多いので、その場合はベトナム現地法人が源泉徴収する以外、全世界所得に関しては個人が申告と納税を翌月の20日迄に実施する必要がある。

③確定申告

原則として、年末の確定申告及び納付が必要なのは居住者である。また、月次申告とは違って、確定申告は準備書類も比較的多くない、計算も複雑になる。特に控除希望所得に関しては、各種証明書の準備・公証手続き等も実施する必要があるため、余裕を持って準備することをお勧めする。

④帰任時の申告

居住者の場合、ベトナムでの任期が終了して帰国する前に確定申告を実施し、すべての納税義務を終える必要がある。

また、納税手続きに関しては、ベトナム国内送金が一般的な手法だが、海外送金も可能である。ただし海外送金は所定の納付依頼書を利用できないため、年末確定申告の提出資料として毎月の納付済み証明書を求められる場合、国庫に照会し納付済み証明書を取得する手間が発生する。そのため、特別な事情がない限り、ベトナム国内送金による納税をお勧めする。

その他税務調査等

税務査察日から最大5年間に遡って、個人所得税に関する計算の誤りあるいは脱税等を調査される可能性がある。個人が税務局で個人所得に関して申告及び納税のいずれも行わない場合、税務局は個人の収入のあった時点から納税又罰金を与える。

税務局が年次課税納付を確認する時に、税務局は親会社との労働契約書等を提出することを要求したり、各種手当の金額等が不明な場合、親会社の担当者まで照会したりすることもある。

税務査察の実務税務局は会社または個人に対して納税及び申告等の状況を査察する権限を持っている。ただし施行ガイドラインには税務査察調査に関する実施詳細を明確に規定していないのが現状である。実務上、一般的には会社や駐在事務所が設立されてから3年目または5年目までに税務査察が行われる。税務査察をいつごろどのような形で実施するかに関しては、所轄の地方税務局の裁量に委ねられている。

税務申告におけるリスク

個人所得税に関する規定には、未だ曖昧な部分が残っていることから、自社或いは個人で申告する場合、頻繁に最新情報をアップデートしないと税金の計算結果に誤りが発生する可能性が高い。

また申告時点では、税務局が基本的に受理しただけで中身の詳細を確認しないことが多いにもかかわらず、数年後の税務査察の際には申告漏れや間違いがあると判断し遡って罰金されるリスクもある。

個人所得税の税務申告は会計事務所が代行している場合においても以下のリスクがあり、この点のご理解が業務受託の前提となっている。

- ・所得の網羅性の検証は代行者には不可能である。例えば駐在以前の非居住者としての所得に関する追徴や、所得証明における過少申告発覚に対する追徴課税に関しては、代行業務を行う会計事務所の責任の範疇ではない。
- ・税務当局が税務査察等に際して、労働契約書、給与受取関連書類（振込証明書、給与支払伝票、控除項目関連書類（社会保険、健康保険、子供の授業料等）、住宅賃貸関連書類、会社の給与規定に関する書類、海外で納税した場合の納税証明書等のオリジナルの書類を要求される場合がある。特に、給与金額が低く、税務当局が不当と判断した場合に要求されることがある。

総括

ベトナムの法律は朝令暮改的に代わり、また税務署担当者の見解でも実務が変わる。より慎重に税務申告を実施するためには、事前の準備が必要であり、また許容できるリスクの把握も必要である。

多くの場合、専門的な知識のある会計事務所等に税務申告の代行を依頼するが、こうした場合においても準備すべき資料については事前に理解が必要であると考えられる。

参考文献

1. 2008年9月30日付財務省発行個人所得税法施行ガイドライン通達 Circular84/2008/TT-BTC 号
2. 2009年3月27日付財務省発行通達Circular62/2009/TT-BTC号